

第2号議案

I 平成21年度事業計画

【 基本方針 】

震災から5年目となる平成21年度は、新潟県中越大震災復興計画（平成26年までの10年計画）の中間地点に当たり、復旧段階から再生段階に入った被災地の復興を軌道に乗せ、次の発展段階（震災から概ね7年以降）へ繋げていくための重要な節目の年であります。

復興基金では、昨年度を「復興元年」に位置づけ、「被災地の知恵と希望を活かした復興」の取組を支援してきました。その結果、各地で地域資源を活用した産業おこしや都市との交流、情報発信など、地域の再生や活性化に向けた意欲的な取組が始まっております。これら「再生の芽」を、行政や関係団体と協力しながらきちんとサポートして行くとともに、同様の取組がより多くの地域に広がり、被災された方々が震災前よりも元気で、豊かに、安心して暮らしていける「持続可能な地域社会」が実現するよう、復興事業を推進します。

なお、景気の急激な後退が被災地の復興の歩みを止めることの無いよう、状況に応じ必要な支援を講じます。

1 中山間地域の復興

(1) 地域の活力強化

- ・地域が主体となって行う復興活動への支援強化を図るため、地域復興支援員の配置や復興に取り組む人材の確保・育成支援などの事業を実施
- ・地域の特性を活かした復興プランづくりや、学術機関等と連携した被災地域の再生・自立的復興を促進するため、地域復興デザイン策定支援や災害復興調査・研究活動支援などの事業を実施
- ・地域コミュニティの再生と所得増加を目的に、地域住民が主体となって行う地域資源を活かした都市との交流、特産物づくりや交流施設の整備を支援
また、これらの取組を安定した経済活動に繋げるため、被災地と首都圏等の人、物、情報が相互に行き交うプラットフォーム機能の整備を支援

(2) 農林水産業の創造的復興

- ・震災を契機に被災地域における営農体制の強化を図るため、地域営農活動緊急支援や農林水産業経営再建整備支援などの事業を支援
- ・高収益型経営体育成とそれを核とした中山間地農業の創造的復興を図るため、先導的技術の導入等の取組を支援
- ・養鯉業の復興を推進するため、錦鯉生産量の回復、輸出を含めた販売促進等の取組を支援
- ・被災地の森林整備と経営強化に向け、共同・協業化に向けた取組を支援

2 産業・観光の復興、まちの再生

(1) 新産業の創出

- ・見本市への参加や経営支援コーディネーターの活用など、被災中小企業等の新製品開発や販路拡大を図るため、中小企業者販路開拓支援や地域商工業販路開拓等支援、被災地商工業復興相談支援などの事業を実施
- ・熟練技術の継承や技術者育成により被災地企業の競争力強化を図るため、業界団体等が行う専門知識や技術指導を支援

(2) 県内観光の復興

- ・国体開催やNHK大河ドラマの放映など様々なイベントが重なる今年度を、震災により疲弊した本県観光の飛躍の機会と捉え、新潟県大観光交流年推進事業により交流人口の拡大や地域主体の観光地づくりを促進
- ・また、震災の風評被害により大幅に落ち込んだ観光客数の回復と本県観光のイメージアップを図るため、引き続き観光復興キャンペーン推進事業を実施

(3) まちの再生

- ・商店街の賑わいを取り戻し売り上げの回復を図るため、被災商店街復興対策支援などの事業を実施

3 震災の経験と教訓の継承・発信

- ・多くの貴重な「震災の記憶」を継承して行くため、防災安全に関する教育・研究、情報発信、技術振興など多角的な見地から調査し、収集・保全する活動を支援
また、収集・保全した資料の活用（アーカイブス構想）の検討を支援
- ・被災地の発信力・求心力を高めるため、大学等が中越地域で行う復興・防災に関する学術研究を支援

4 生活再建支援

(1) 住宅再建

- ・一旦は災害公営住宅に入居し、あるいは応急的な修繕で対応した世帯などの建て替えや改修需要に役立てていくため、引き続き住宅復興資金利子補給、雪国住まいづくり支援などの住宅再建支援策を実施

(2) 生活支援

- ・被災者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らすことができるよう、引き続きこころのケアや健康サポート、生活支援相談員設置などの事業を実施
- ・地域コミュニティの維持・再生を図るため、地域コミュニティ再建支援や中山間地域再生総合支援、地域復興支援員配置（再掲）などの事業を実施

(3) 生業再建・雇用安定

- ・被災地域における雇用の維持・就労の場の確保を図るため、被災地域緊急雇用や被災者特別訓練受講手当支援、被災地域若年者雇用対策を実施
- ・公共工事の進捗や資金繰りなど地域の実情に合わせながら、引き続き手づくり田直し等支援、農業用水水源確保支援などにより生業再建を支援